

(公財)日教弘教育研究助成事業 福島支部 教育実践助成事業【学校部門】 募集要項

教育実践助成事業【学校部門】は、子どもたちの健全な育成と県内の教育の振興に寄与すると認められる学校における教育実践に対し助成を行う事業です。2026年度は下記要項のとおり実施します。

1 主 催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 福島支部

2 趣 旨

次代を担う子どもたちが健やかに成長できるような優れた教育実践を推進し、県内学校教育の向上発展に寄与する優れた教育実践に対し助成します。

3 募集対象校

市町村立小中学校、県立中学校、義務教育学校、特別支援学校150校程度とします。

※ 2024年度から2026年度までの3年のうち1回だけ応募できる助成事業です。昨年度、一昨年度に応募された学校は今年度は応募できません。また、へき地支援との重複が可能です。

4 助成金額 一校あたり「5万円～20万円」とします。

5 助成金の使途について

児童生徒の教育活動に係る費用、及び教職員の研修に係る費用など該当学校の計画に基づき利用することとします。

6 申請書受付から助成金交付までの日程

- (1) 申請書・教育実践資料 提出期間 7月 8日(水)～8月19日(水)
- (2) 教育実践審査会、選考委員会 9月上旬
- (3) 助成金交付 10月上旬に、該当校の指定口座に振り込みます。

※ 申請書について、面談や問い合わせを行うことがあります。

7 申請方法

- (1) 申請書作成・提出
 - ア 別紙「申請書」、「振込依頼書」、または当支部ホームページからダウンロードしたものをお使いください。
 - イ 「申請書」及び、「振込依頼書」に必要事項を記入するとともに、通帳の「銀行名」「支店名」「口座番号」「名義人」が分かるページのコピーを準備してください。
 - ウ 「申請書」、「振込依頼書」と通帳のコピーを弘済会事務局に提出してください。
- (2) 教育実践資料の提出

ア 具体的な実践内容がわかる必要最小限の資料（2025年度分または2026年度分）を申請書等と一緒に提出してください。

イ 資料はA4仕様の紙ファイルあるいは綴りひもを利用して、コピーでの提出をお願いします。

ウ 他の研究物展等に出品した（出品予定）のものも認めます。

(3) 締切 8月19日（水）必着とします。

〈個人情報の取扱いについて〉

- ・ 申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・ 助成が決定した場合は、学校名、助成対象テーマや助成金交付式等の模様を、ホームページ、会報等で公表することがあります。

8 審査・選考

(1) 教育実践審査会

弘済会が委嘱した有識者を審査員とし、教育実践審査会を2回に分けて実施し、最優秀、優秀、優良、奨励の4段階に区分して、選考委員会に報告をします。

(2) 審査・選考

- ① 第二次教育実践審査会終了後、日教弘福島支部教育振興事業選考委員会を開催し、審査・選考を行います。その後、福島支部幹事会の議を経て支部長が対象校並びに助成金額を決定します。
- ② 採否の理由についての問い合わせには回答しません。

(3) 審査・選考の基準

- ① 現代の教育課題を適切に取り上げているか。
- ② 教育課程上適切に位置づけられ、授業の改善に資するものとなっているか。
- ③ 子どもの主体的な変容・発達の姿が見られるか。
- ④ 理論と実践が一体となった研究であるか。
- ⑤ その研究内容は価値が高く、他の学校でも活用できるか。

9 助成対象校への事業説明会の開催のお願い

「決定通知書」を該当校において交付します。助成金交付校においては、職員室等で原則として全教職員参加による交付式・弘済会事業説明会の開催をお願いいたします。

10 日教弘教育賞の推薦論文について

原則として、学校部門の最優秀論文2点は日教弘教育賞（全国審査）に推薦します。後日、あらためて論文要旨A4版1ページ、及び本文A4版4ページにまとめて提出していただきます。

ただし、最優秀論文となったものでも、他の研究物展等に出品したものは推薦の対象とはなりません。

11 個人情報の取り扱い

- (1) 申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- (2) 助成が決定した場合は、申請書に記入された学校名・代表者名及び研究活動等を、ホームページ、広報誌等で公表することがあります。

12 その他注意事項

- (1) 申請書及び成果報告書の記載内容については、学校長に承認をもらった後にチェックマーク記載欄にチェックを記入します。
- (2) 提出された教育実践資料は、最優秀資料以外は返却します。最優秀資料は返却しませんので、ご了解ください。
- (3) 書類管理の都合上、当支部への持参はお断りします。
- (4) 万一、故意の虚偽記載、研究倫理上の問題等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けられません。
- (5) 学校のホームページや広報誌において審査結果等を発表する場合は、助成の主体が公益財団法人日本教育公務員弘済会福島支部であることを表示してください。

13 問い合わせ先

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 福島支部

〒960-8534 福島市上浜町10-38 (公財) 日本教育公務員弘済会福島支部

TEL 024 (522) 6522

E-Mail : fukushima@nikkyoko.or.jp

URL : <http://www.fkyoko.jp/>